令和8年度　福祉保健関係部課長会議　会議録

1 日　時　令和8年8月 24 日(月)午後2時から

2 場　所　愛知県自治センター4階　大会議室

3 当番市　半田市

4 出席者　県･･･福祉局福祉部福祉総務課福祉企画室
企画グループ　室長補佐　柘植　邦夫
福祉局障害福祉課
地域生活支援グループ　主　査　渡邉　裕之
保健医療局感染症対策課
調整･ワクチングループ　課長補佐　亀井　雄介
保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室
精神保健グループ　室長補佐　浅井　宏介
保健医務局健康医務部
精神保健福祉センター　次長　村松　健一
市･･･名古屋市健康福祉局総務課　課長補佐　佐藤　智洋　始め 45 名
市長会事務局･･･行政係長　福井　直也、財政係長　伊藤　朱美

5 内　容

(1)開　　会　市長会事務局　財政係長　伊藤　朱美

(2)あいさつ　福祉局福祉部福祉総務課　福祉企画室企画グループ
室長補佐　柘植　邦夫 始め　5名

(3)議　　題(議長　半田市　福祉部高齢介護課長　木村　智恵子)

【事務局】

それでは、次第3　議題に入ります前に、前回会議におきまして、建制番号順により、今年度の会議進行の議長当番市として、半田市に決定をしております。

半田市　福祉部　高齢介護課長　木村様、よろしくお願いします。

【議　長】

今年度、議長を務めます、半田市福祉部高齢介護課長の木村智恵子と申します。どうぞよろしくお願いします。

皆様のご協力をお願いし、議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題に入る前に、本日の会議の進め方について説明させていただきます。

各市の状況は、前もって配布していただいておりますので、各市の状況の発表はとり行わず、議題ごとに、まず提案市から趣旨説明をしていただきます。

次に私（議長）から簡単にとりまとめ状況の説明をいたします。

その後で、回答について補足説明がある市がありましたら、補足説明をしていただきます。

その次に、議題提案市に各市の回答について追加質問したい市があるかどうか、聞かせていただき、更に、議題提案市以外の市で、追加質問や、ご意見があるか聞かせていただき、最後に必要に応じて愛知県の方からコメントをいただくという順番で進めさせていただきます。

また、この会議は要望の場ではなく、情報や意見交換の場として開催するものですので、皆様からの活発な意見と情報共有をお願いします。

議題1

重層的支援体制整備事業交付金の基準額引下げ等に伴う対応について（西尾市提出）

【議　長】

それでは，議題1「重層的支援体制整備事業交付金の基準額引下げ等に伴う対応について」提案市であります西尾市より趣旨説明をお願いします。

【西尾市（趣旨説明）】

重層的支援体制整備事業交付金につきましては、財務省の事業検証結果により、交付金基準額が3年間で最大で7割近く引き下げられました。

本市の人口規模である約17万人の場合、4,200万円から加算を含めて 1,540万円となり、8年度からの重層事業移行のために6年度から財源計画などの準備に着手した本市にとっては想定外の痛手でした。

また、重層事業交付金については、当初の制度設計では制度の狭間の支援に活用するため、従来の補助金よりは市町村の裁量で幅広い使い方ができるという特色がありましたが、昨年度の交付金審査では軒並みゼロ査定が連発されていました。

関東地区では低額で制約の多い重層事業交付金を活用せずに、重層事業に移行することを検討している自治体もあると耳にしましたが、県下で重層事業に取り組んでいる市町村の皆様方の対応方法について、ご教示いただきたいと思い議題といたしました。

【議　長(取りまとめ状況の説明)】
　各市の回答を見させていただきますと(1)交付金引下げに伴う財源不足につきましては、一般財源による対応、もしくは他の補助金の活用について回答がされております。(2)交付金審査の厳格化に伴う事業の見直しにつきましては、主に減額となった市の回答となりますが、国との事前協議や審査内容による見直し、また、委託先との事業や対象経費の整理などが回答されておりました。また、令和8年度から実施もしくは令和9年度から実施予定のため先行自治体の例を参考としたいというような回答も見られました。(3)今後の事業継続・移行の方向性については、概ね継続予定のところが多いかと思いましたが、国の動きを注視との回答も多くなされておりました。また、制度目的に沿った事業展開を示された市もありました。
　それでは、各市の回答で補足説明をしたい市がありましたら、挙手をお願いいたします。
　⇒挙手なし
【議　長】
　それでは、西尾市の方で、特に伺ってみたい市がございますでしょうか。
【西尾市】
　半田市と東海市に質問があります。まず、半田市にお尋ねしたいことが2つございます。(1)の回答に示しているとおり、多機関協働事業の削減分を他の補助メニューで補填する対策を講じているとのことですが、多機関協働の事業規模や取り組みは2つの補助メニューで完結できているということですか。あるいは多機関協働事業からひきこもり支援を外した関係で、多機関協働事業自体も縮小を余儀なくされたということですか。
【半田市】
　担当は地域福祉課となります。回答を預かってきたところによりますと、まずメニューが完結できているかというところについては、他の補助メニューを活用することで、既存の枠組みと同等の事業展開を維持して対応できているとのことです。
　これは多機関協働事業で対応している案件を精査したところ、ひきこもりに関するものが多く含まれていて、この部分について、別の補助金を充てることができたので全体としては二つの補助に分けたように見えますが、これまで通り実施できるという見込みを持ったということです。したがって、事業自体を縮小という見方はないという回答でございます。

【西尾市】
（2）の質問の回答で、交付申請の内容について、委託先の社協と共通認識を改めて深めたとございますが、具体的にはどのように認識を深められたのでしょうか、教えてください。
【半田市】
これにつきましては少し質問のニュアンスが変わって受け止める形となってはいけないので、担当部署である地域福祉課の職員から直接西尾市に回答を差し上げるということで預かっております。
【西尾市】
次に東海市に質問です。勉強不足で恐縮ですが、（1）の質問の回答で重層事業が「スタートアップ事業」との記載がございますが、いつ頃の文書に示されておりましたでしょうか。それとスタートアップ事業である前提で、財政当局や市議会に対しても説明されてこられたのでしょうか。
【東海市】
回答の中で重層事業が「スタートアップ事業」と記載しましたが、これは国の重層事業交付金が「スタートアップ事業」と表記をしたもので、これは令和6年度の国の社会・援護局関係主管課長会議の資料に、複数箇所で表記をされている状況です。
当市としましては、事業開始当初（令和3年）時点では国が「スタートアップ事業」という言葉をまだ使用しておらず、その認識で事業を開始しておりません。そのため、財政当局や市議会等にはそのような説明はしておりません。
【西尾市】
最後に補足ですが、西尾市では、7月末に地元の代議士を通じて、重層事業の補助金について、多機関の実績を有する市町村には従来通りの基準額に改めて見直しをしていただきたいことと、交付金の対象要件を当初の制度設計に沿い、地域の実情を踏まえ市町村の裁量を一定程度容認する範囲で認めていただきたいという旨を要望いたしました。先日、その件に対する回答がありましたので、共有いたします。
重層的支援体制整備事業は、今後とも重要な事業と考えております。しかし、ここ数年で毎年新たに100を超える市町村が実施を希望し、事業実施市町村数が急激に増加したため、裁量的経費をはじめ予算確保の厳しさが増してきております。
このため、令和7年度及び8年度に行った見直しは、今後の実施自治体数や事業費の見込みを踏まえ、制度の持続可能性を高めるために実施したものであり、ご理解いただけますと幸いです。

引き続き、各自治体において包括的な支援体制が構築され、その基盤の上に創意工夫ある実践が進められるよう、自治体や現場のご意見もよく聞きつつ、必要な予算の確保にも努めるなど、地方自治体への支援にしっかり取り組んでまいりますという回答がございましたので、共有させていただきます。

【議　長】

それでは、他に追加で伺ってみたい市がございましたら挙手をお願いいたします。

⇒挙手なし

特にないようですので、県の方からこの議題について、コメント等あるようでしたら、ご発言をお願いいたします。

【愛知県】

西尾市からの議題でご指摘のとおり、昨年度の重層的支援体制整備事業交付金の協議においては、協議事項の疑義照会等がないまま、突然ゼロ査定案が提示されるという異例の対応が行われました。それを踏まえ、県から国に対し、事前に地方の意見を聴取するなど、丁寧な調整を行うこと、また、国の負担割合の引下げについて見直すことを個別に要望しました。残念ながら、国の負担割合の引下げの見直しについては、明確な回答は得られませんでしたが、突然のゼロ査定については、国の地域共生社会推進課長から、一方的な査定となったことについて謝罪がありました。今年度は、昨年度よりも丁寧に協議が進められるものと認識しています。

また、近年、重層的支援体制整備事業を実施する自治体が増加していることなどを背景として、一部の市町村では、同事業を活用せず、既存事業の連携により、包括的支援体制の整備を図る動きもあると聞いております。

県としても、法改正により国による市町村への支援というものが特に強調されたこともございますので、各市町村が目指す、包括的な支援の体制の整備に関する伴走的な支援など、今後の支援のあり方について検討をしてまいりたいと思います。

【議　長】

議題1につきましては、以上とさせていただきます。

議題2

年々増加傾向にある障害福祉サービス費等の適正化を図る対策について（西尾市提出）

【議　長】
　それでは，議題2「年々増加傾向にある障害福祉サービス費等の適正化を図る対策について」提案市であります西尾市より趣旨説明をお願いします。
【西尾市(趣旨説明)】
　本市では、障害福祉サービス及び障害児通所支援事業等に係る支出額が、ここ5年間で平均3億円ずつ増加しています。
　障害児通所支援事業の放課後等デイサービスについては、令和2年度から基準支給量を設定し、適正化を図ってきましたが、年々増加しています。令和2年度に適正化を図った背景には、当時、市内の放課後等デイサービス施設が15か所しかなく供給体制を維持するためという事情がありました。しかし、その後令和8年度には施設数が33か所に増加し、供給体制は整備されているものの、利用者数はさらに増加傾向にあります。
　今後も障害福祉サービスの供給を持続可能なものとするため、最近では、市単独事業の障害者扶助料の縮減を図りました。令和 7 年度予算ベースで2億3,000万円から令和8年度は約1億4,000万円へと約9,000万円の削減を図りましたが、これだけでは十分ではなく、今後さらに対策を講じる必要があると考えています。
　そこで、障害者福祉サービス、障害児通所支援事業、その他のサービス等において、各市の対策についてご教示いただきたいと考え、今回議題として挙げさせていただきました。
【議　長(取りまとめ状況の説明)】
　各市の回答を見させていただきますと(1)適正化を図る対策についてでは、多くの市が支給決定基準の設定や基準支給量を設けているという回答がありました。(2)障害児通所支援事業の適正化を図る対策としては、基準支給量が示されており、具体的に月当たりの日数などが回答として示されておりました。(3)その他サービス等における適正化を図る対策については、対策の有無と各自治体の考え方や具体策が示されておりました。例としますと、市単扶助費の見直しというものを挙げられたところ、また対象要件を見直しているというような回答もございました。
　それでは各市の回答で補足説明をしたい市がありましたら、挙手をお願いいたします。
　⇒挙手なし
　それでは、西尾市の方で、特に伺ってみたい市がございますでしょうか。
【西尾市】
　(1)及び(2)において、基準支給量を設定していると回答した市の中

で、基準支給量を設定または見直しをされたことによって、見直し前の年度より支出の適正化・抑制効果が出ている市がございましたら、その設定内容をご教示いただきたいです。
【議　長】
　ただいま西尾市から基準支給量等設定している市にお尋ねがありました。回答ができる市がありましたら挙手をお願いします。
【名古屋市】
　令和5年度から住宅型有料老人ホームに入居し、障害福祉サービスを利用されている方の支給決定区分を見直しました。居宅介護については、世帯構成や介護需要に応じて3つの基準区分を設けており、単身者が最も高い区分、ご家族がいて支援が見込まれる方が低い区分となっています。これまで有料老人ホーム入居者は、中間の区分で支給決定をしていましたが、施設内で介護サービスや職員の支援が一定で受けられる実態を踏まえ、契約状況を考慮した結果、新規利用者については基準区分を最も低い区分まで引き下げました。
　この見直しにより、令和5年度以降の新規決定分で経費の縮減が図られています。
【西尾市】
　もし差し支えなければ、支給決定区分を見直したことによって、障害福祉サービスにかかる事業費がどの程度抑制できたのか、具体的な数値や割合でご教示いただけますでしょうか。
【名古屋市】
　対外的に効果額は公表していないため、具体的な数字は提供できません。基準額の差としては、一番重い区分（区分6）で月約2万4,000単位の差があります。令和 5 年度は新規決定者のみが対象となるため、当年度の効果は大きくありませんが、今後新たに入居される方に適用されることで徐々に効果が拡大していく見込みです。
　名古屋市としても障害福祉サービスの費用は年々約100億円増加している中で、抑制額として一定の効果はあったと聞いております。
【議　長】
　他に追加で伺ってみたい市がありましたら挙手をお願いします。
　⇒なし
　特にないようですので、県の方からこの議題についてコメント等あるようでしたらご発言をお願いいたします。
【愛知県】
　日ごろから愛知県内の障害福祉サービスの施策にご協力いただき、あ

りがとうございます。障害福祉サービスの費用増加は全国的な傾向であり、参考までに愛知県の状況を報告します。ここ数年、費用は毎年150億～200億円の規模で増加しており、県の負担分は約4分の1ですが、こちらも同様に増加しています。

費用増加の原因について、事業所数の増加によるものか、障害者数の増加によるものか、あるいは新たに掘り起こされたニーズによるものかは判別が難しい状況です。

本日の議論を踏まえ、各市町村には検討を進めていただきつつ、愛知県としては必要な予算を必要な分だけ確保していく方針です。

【議　長】

議題2につきましては、以上とさせていただきます。

議題3

予防接種デジタル化について（小牧市提出）

【議　長】

それでは，議題3「予防接種デジタル化について」提案市であります小牧市より趣旨説明をお願いします。

【小牧市（趣旨説明）】

国の指示により予防接種事務のデジタル化は、令和8年6月から全国で順次運用が開始されているところですが、当市でも令和10年4月稼働に向けて準備を進めております。

国は、予診票や過去の接種記録の管理機能と接種記録及び請求を行う機能に区分していますが、医療機関のカルテや対象者に領収書を発行するシステムとは繋がっておらず、実務上活用が難しい状況でございます。このため、国はこれらを仲介するため、医療機関アプリの導入を進めており、アプリは複数の業者から自治体ごとに選定するとされています。

市町村が担う役割として医師会を初め実施医療機関への導入説明に加え、アプリ使用コストの負担も求められている状況です。

そこで端末整備や運用費の負担のあり方、紙予診票の取扱い、アプリの選定の考え方について整理する必要があるため、皆様のご意見をお聞きしたいと思いまして、提案をさせていただきました。

【議　長（取りまとめ状況の説明）】

各市の回答を見させていただきますと地区医師会及び医療機関との調整を行っているという回答が複数挙がっておりました。

また、一歩進んだ取り組みとして、健康管理システムの標準化やそれに伴う連携強化を目指しているという回答も見受けられました。

それでは、各市の回答で補足説明をしたい市がありましたら、挙手をお願いいたします。
⇒挙手なし
それでは、小牧市の方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか。
【小牧市】
半田市と刈谷市にお聞きしたいことがあります。
まず、半田市に質問です。子どもの予防接種分を先行して取り組むとのことですが、本市では小児も成人もあまり実施医療機関に違いがないのですが、半田市では実施医療機関に違いがあるということですか。小児を先に取り組む理由をお聞かせください。
【半田市】
実施医療機関に特段の違いはありませんが、小児と成人で担部署が異なっております。
今回小児を先行してという部分に関しましては、既に母子健康手帳アプリ「母子モ」を利用しているため、これに関連して小児だけ先行して開始します。
【小牧市】
それに関連して、医療機関アプリの選定を母子健康手帳アプリとのオプションとして実施するとありますが、同一業者で開発するというケースがあるということで、抱合せで実施するということなのか内容を教えてください。
【半田市】
令和9年4月はこのアプリで実施するということは聞いていますが、その先については、成人の担当との兼ね合いでまだ検討中です。
【小牧市】
それでは刈谷市にお聞きします。
医療機関アプリの業者選定を市で行うということですが、例えばプロポで選定する場合、どういう採点基準を定めようと考えてみえるのか、教えていただきたいと思います。
【刈谷市】
プロポの採点の基準は現段階では、具体的な内容は決まっていない状況です。
また、アプリの選定に関して複数指定か単独かについては、今後の運用を踏まえ、市側としては複数より単独の方がよいと考えていますが、医師会と意見交換しながら調整しながら進めていくことになりますので、現段階における市側の考え方だということでご理解いただければと思い

ます。
【小牧市】
　補足ですが、医師会と予防接種のデジタル化について、話をさせていただくのですが、非常に評判が悪く、断固反対の姿勢を強く示している状態でした。皆様の進捗具合を聞きたいと思い議題とさせていただきました。
【議　長】
　小牧市から医師会との調整が難しいというようなご発言がありましたが、同様なところがございますでしょうか。
　刈谷市はいかがでしょうか。
【刈谷市】
　医師会あるいは先生方から担当課の方には、結構厳しいご意見が寄せられているという状況のようです。
【議　長】
　それでは、追加で伺ってみたい市がございましたら挙手をお願いいたします。
【小牧市】
　小児科医の先生方から予防接種のデジタル化は、市側は楽になるかもしれないが、医療機関側は大変であるという強い意見が出ています。他の市町村で医師会から事務費等を上げて欲しいといった要望が出ている市はありますか。
【議　長】
　医師会から厳しい意見もしくは具体的な事務費等についての要望がある自治体がありましたら、ぜひ手を挙げて教えていただきですが、いかがでしょうか？
　⇒挙手なし
　それでは、県の方からこの議題についてコメントがございましたらご発言をお願いします。
【愛知県】
　予防接種事務デジタル化に係る医療機関の対応につきましては、現時点で国からは、「医療機関アプリ」または「予防接種サイト」のいずれかを導入するよう示されているところであります。
　市町村の皆様方が担う役割のうち、医療機関に対するデジタル化に伴うアプリやサイト導入の手続きに関する説明につきましては、説明資料として国が作成しております「予防接種事務デジタル化の手引き」を基本的には参照することとなりますが、それに加えまして今後、予防接種サイト

の説明動画と、操作手順書等を準備しているとのことでありますので、今後医療機関との調整や検討の際に活用していただけるものと考えております。また、システムや端末等の導入に係る費用負担等に関しましても、国は医療機関の既存端末等を活用できるような工夫もしつつ、新たな端末等の機器導入が必要となった場合等の経費につきまして、補助等の仕組みを現在検討しているところであり、令和8年8月下旬に開催予定の自治体説明会で示す予定であると聞いております。

なお先日開催されました令和8年度第4回目の予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会におきましては、オン資ネットワークに接続している全ての医療機関について、令和10年4月から接続工事等のコスト負担をかけずに、既存端末で予防接種サイトを活用できるように調整を行う予定としていることや、医療機関におけるデジタル化の大きな方針としまして、デジタル化の最大の目的は接種記録のデジタル化であり、これを確実に推進するため、紙予診票による事務を変えることなく、まず当面は接種記録の事務のみデジタル化を進めていくことを基本とするといったことも国から示されたところです。引き続き県としましては、デジタル化に係る国の動向に留意しつつ、市町村の皆様方に対して、デジタル化に係る準備が円滑に進むよう、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

【議　長】

議題3につきましては、以上とさせていただきます。

議題4

精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療費受給者証（精神通院）の交付遅延への対応について（みよし市、長久手市）

【議　長】

それでは、議題4「精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療費受給者証（精神通院）の交付遅延への対応について」提案市であります　みよし市、長久手市より趣旨説明をお願いします。

まず、みよし市、お願いします。

【みよし市（趣旨説明）】

現在、愛知県において手帳の受給者証の交付が行われていますが、標準処理期間である48日を超えて遅延している状況です。多くの自治体でも同様の遅延が発生しており、これにより申請者や対象者に不利益が生じている実態があると考えられます。

手帳には公共交通料金の割引や駐車場の利用、医療費の自己負担軽

減などの特典があります。精神疾患の特性上、継続的な通院や服薬が必要なため、医療費の負担が軽減されることは重要です。しかし、更新時の遅延により受給者証の空白期間が発生し、受診抑制や症状の悪化リスクが懸念されます。

本市においては、先に挙げた公共交通の割引について、市が運行するバスについては更新手続き済みであることを証明する書類を発行し、運賃助成を行っています。しかし、通常の公共交通機関については対応できていないのが現状です。

受給者証の空白期間が生じた場合、医療機関等から問い合わせがあり、その対象者は再認定中である旨を伝えています。こうした状況は他の自治体でも生じていると思われますので、この場を借りてご教授いただきたく提案させていただきました。

【議　長】

次に、長久手市、お願いします。

【長久手市(趣旨説明)】

今回の議題に関して、事前にみよし市とすり合わせた形もございますので、今説明していただいた通りでございますので、特に追加はございません。

【議　長(取りまとめ状況の説明)】

各市の回答を見させていただきますと(1)の申請者への状況説明フォローの方法については、ホームページの掲載や市民の方からの問い合わせに対する随時の対応説明が行われています。また、現在の遅延状況を踏まえ、約4か月遅れていることを見越して事前に説明を行っている自治体もありました。(2)受給者証の空白期間が生じた場合の対応としては、償還払いのほか、代替となる証明書の交付や簡易な証明書の発行、申請書の写しの交付など、工夫して対応している事例がありました。(3)遅延解消に向けて市として取りうる対策については、最も多かったのが、市の事務処理の短縮に向けた努力であり、できるだけ早く県へ申請書を提出できるよう、市の事務手続きを効率化しているという内容が記載されていました。(4) 県に対する改善要請・照会については各自治体でまちまちでありました。

それでは、各市の回答で補足説明をしたい市がありましたら、挙手をお願いいたします。

⇒挙手なし

では、みよし市、長久手市の方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか？

【みよし市】
　特にありません。
【長久手市】
　特にありません。
【議　長】
　他に追加で伺ってみたい市がありましたら挙手をお願いいたします。
　⇒挙手なし
　特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントがあるようでしたら、ご発言お願いいたします。
【愛知県】
　この度は、私どもの手帳および受給者証発行事務に大幅な遅延が生じ、ご利用の皆様および県民の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。
　今年度に入り、システムの更新のほか、昨年度発覚した不適切な事務処理に起因するチェック体制の強化などが重なり、その影響で最大で約4週間の遅れが生じました。
　現在は、センターおよび心の健康推進室の協力を得て遅延解消に向けた作業を進めており、本日、当初の発送予定日である8月20日から遅れて8月24日に発送対応を行いました。次回の9月3日の発送分からは、スケジュール通りの対応に戻す見込みです。
　しかしながら、遅延による影響で、手帳・受給者証に関する修正事務や、判定委員会において判定が保留となった方の事務処理など、一部の対応が十分に行えていない状況が続いております。
　スケジュールが正常化次第、これらの遅れた事務も順次解消してまいります。また、4月のシステム導入以降、一部操作性に課題があるため、今年度中にシステムの見直しを実施し、より正確で円滑な発行体制の確立を目指しております。
　引き続きご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、正常化に向けて全力で取り組んでまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
【議　長】
　今回の交付遅延に係る情報提供についての回答ということで、令和8年7月10日付で県から提出された資料を共有いただきましたので、参照いただければと存じます。
　議題4につきましては、以上とさせていただきます。

議題５

介護保険サービス利用者の福祉サービス追加利用について（みよし市）

【議　　長】

それでは、議題5「介護保険サービス利用者の福祉サービス追加利用について」提案市であります　みよし市より趣旨説明をお願いします。

【みよし市（趣旨説明）】

近年、介護保険の支給限度額を超えた部分について障がい福祉サービスで追加利用の申請が増加しております。これに伴い、障害支援区分の認定調査や認定審査会の件数も増え、その他の事務負担も増加しています。

本市では、現状として支給上限を設けず、ケアプランに基づいて支給決定を行っております。実際、昨年までは月に1～2件の申請件数でしたが、今年に入り3件以上、多い月では5件に達することもあります。

このような現状を踏まえ、皆様にご教授いただきたく、提案させていただきました。

【議　　長（取りまとめ状況の説明）】

各市の回答を見させていただきますと（5）その他、課題に感じることについては、共通するものとして、有料老人ホームや施設入所中での居宅介護の上乗せ利用が多く見られることやケアマネジャーによるケアプランのプランの精度の2点がありました。また、事務量の増加に伴う事務負担、財政負担を課題として挙げる市もありました。

それでは、各市の回答で補足説明をしたい市がありましたら、挙手をお願いいたします。

【犬山市】

回答の（2）で不足がありますので、付け足ししたいと思います。認定調査は、会計年度任用職員で行っております。

【議　　長】

他にはいかがでしょうか？補足がございましたら、挙手をお願いいたします。

⇒挙手なし

それでは、みよし市の方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか？

【みよし市】

（1）につきまして、本市は受給について制限や上限を設けておりません。今後、この上限や支給量について検討を進めるにあたり、上限や支給量を要綱等で定めている市がございましたら、その交付基準となる根拠

資料をご提供いただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
【議　長】
　要綱の定めがある市におかれましては、要綱のご提供をお願いします。ご提供いただける場合は、事務局に送付いただいて、事務局にて取りまとめ後、みよし市へ提供させていただきます。概ね1週間以内にご対応をお願いいたします。
　みよし市、他にはよろしいでしょうか？
【みよし市】
　同じく(1)の内容について、日進市と愛西市にお伺いしたい点がございます。日進市では肢体不自由による身体手帳1級の所持かつ要介護5の認定を条件とされているとのこと、また愛西市では、内規で要介護5を条件としているとのことですが、これらの条件を設定された根拠の考え方や、上限を超えるケースの運用についてご教示いただけますでしょうか。
　まずは日進市からお願いいたします。
【日進市】
　当市の場合は、制度の根拠と考え方につきましては、単に障害の程度だけで判断する問題ではなく、介護サービスを利用してもなお日常生活における移乗、排泄、食事、移動などに不自由が生じる方を対象として、肢体不自由による身体障害者手帳1級所持者かつ要介護認定5であることを基本的な条件としております。
【愛西市】
　日進市のお話にあったように、本市におきましても市のルールとしての取り決めはございますが、法的根拠があるわけではありません。
　基本的には、要介護5の介護保険サービスを限度額まで最大限に利用した上で、なお福祉サービスも必要な方を対象とする、という条件のもと運用しております。
　このルールは法的根拠ではなく、市の簡単な規定のようなもので、2～3行程度の短い文書で示しているのみです。
　市の高齢福祉課と連携し、介護サービスとの調整を図りながら福祉サービスを進めている状況です。
【議　長】
　それでは他に追加で伺ってみたい市がございましたら挙手をお願いいたします。
　⇒挙手なし
　特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントなどあ

るようでしたらご発言をお願いいたします。
【愛知県】
　介護保険サービス利用者の福祉サービスの追加利用について、障害福祉サービスと介護保険サービスの関係として、まず基本的な考え方としては、原則として社会保険制度である介護保険の方が優先されるが、障害福祉サービスにしかないサービスや、介護保険サービスでは対応できない内容については、障害福祉サービスの併用が認められています。また、国の通知においても、介護保険サービスには基準量というのがしっかり定められていることから、それを超える部分については、介護保険サービスでは対応できず、障害のある方の個別具体的な状況に応じて追加の支援が必要な場合には、障害福祉サービスを利用していくことが示されており、適切にご対応いただいていることかと存じます。
　近年、障害のある方も高齢化が進んでいることから、このような案件に係る事務量が増えているといった事情もあると拝察いたします。
　県では、介護保険と障害福祉サービスの適用関係について、毎年度、関係課長会議の書面開催資料として、各市町村に対して通知させていただいております。
　今後、国から新たな通知等が示された場合には、必要に応じて適切に周知してまいりたいと思っております。引き続き、適切な運用にご理解とご協力いただければと存じます。
【議　長】
　議題5につきましては、以上とさせていただきます。

議題6
その他
【議　長】
　続きまして、議題6「その他」に入らせていただきます。
　せっかくの機会ですので、会全体を通して何かご意見・ご質問等ありましたら挙手をお願いします。
　⇒挙手なし

次年度当番市の決定
【議　長】
　次年度の当番市について、事務局から説明をお願いします。
【事務局】
　次年度の当番市でございますが、建制番号順によりまして、議長当番

市は春日井市にお願いをすることとなります。どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

【議　長】

以上を持ちまして、私の議長としての役割を終えさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉 会

【事務局】

木村課長様ありがとうございました。大変お疲れ様でございました。

これをもちまして、福祉保健関係部課長会議を閉会とさせていただきたいと思います。長時間にわたりありがとうございました。